

URL: <http://www.hijokin.org>
email: sodan@hijokin.org
郵便振替 00950-2-203528
[関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長:新屋敷 健
email: BQE06513@nifty.ne.jp
〒542-0012 大阪市中央区谷町
7丁目 1-39-102 大私教気付

大阪大学と大阪外国語大学の統合問題について

2007年10月1日付で大阪大学と大阪外国語大学の2国立大学法人が統合されて新大阪大学となり、大阪外大は定員が180人減って阪大の外国語学部となります。

その際、両大学の非常勤講師、特に専業非常勤の統合後の雇用継承が問題になりますが、大阪外大の約600名の非常勤講師の半数以上が専業非常勤なのに対し、阪大の約900名の非常勤講師の内専業非常勤は約150名ですので、統合後の減ゴマ・雇い止めによる経済的打撃を被る危険性は、大阪外大の専業非常勤の方が高いこととなります。又、統合後の使用者となる阪大が、非常勤講師の必要性を理解していない恐れがあります。実際に、統合推進協議会は大阪外大の各学科に対して「各非常勤講師の持ちゴマを1コマずつ減らせ」という要求を昨年に出し、拒否されています。非常勤講師の教育上の必要性を主張する大阪外大側も統合推進協議会の構

成員であるにもかかわらず、約30の外国語学科で少人数クラスによる教育を行うため非常勤に依存せざるをえない大阪外大の教育実態を無視した、この様な一方的な要求が出されてしまうのが現状です。

関西圏大学非常勤講師組合は、統合後の非常勤講師の雇用継承問題に関して、5月10日に文部科学省へ陳情を行いました。その席上で上記の統合推進協議会による減ゴマ要求等の事例も説明し、文科省側からは「統合後も教育研究に支障が出ないように阪大は非常勤講師の任命をすべきであるし、説明責任もある」との回答を得ました。阪大に対しては既に先月団交申入れを行い、統合の法的根拠となる、「国会で審議中の『国立大学法人法の一部を改正する法律案』が可決され次第、団交に応じる」との回答を得ましたし、大阪外大とも団交する予定ですので、御支援をお願いします。(文責:新屋敷)

龍谷大学と協定締結

前号で概要をお知らせした龍谷大学との「苦情処理と事前協議に関する申し合わせ」が3月6日付で締結されました。内容は以下のとおりです。

苦情処理について:

非常勤講師が関西圏非常勤講師組合を通じて労働条件に関する苦情を申し出た場合、非常勤講師組合は、その申し出を仲介します。この制度におけ

る苦情の範囲は、(1) 人事に関する苦情 (2) 日常の勤務条件に関する苦情、です。

II. 事前協議について:

大学は、非常勤講師組合・組合員の労働条件を不利益変更する場合(雇い止めや減ゴマなど)は、決定に先立ち、組合と協議します。

当組合はこれまでも、上記の「苦情処理」につい

ては団交によって解決を試みてきましたが、今後はよりスムーズに苦情処理がなされるということです。また、「事前協議制」は今までにない試みです。ただし、これらは組合員にのみ認められた権利です

ので、龍谷大学に行かれている方はこぞって当組合に加入してください。当組合は今後これと同じ協定を他大学とも結んでいく方針です。

(文責 長澤)

大阪産大で雇い止め撤回させる！

大阪産業大学に10年以上にわたって勤務する非常勤講師のD組合員は、2006年度に担当していた科目が旧カリであることを理由に雇い止めに言い渡された。法人側は、旧カリの科目が2007年度からすべてなくなる、また新カリキュラムのうち、D組合員が関係している科目はすべて専任教員が担当することになったという理由を持ち出してきた。しかし組合の調べでは、5人いる非常勤講師のうち今回の措置で雇い止めになるのは、D組合員を含めた2人だけであり、明らかに不公平な人事である。雇い止めは困ると組合が夏の時点ですでに申し入れていたにもかかわらず、法人側は、D組合員の雇い止めに回避するための手立てを打っていないし、そもそも

これまで非常勤講師に担当させていた科目をすべて専任教員がとりあげてしまう結果、この専任教員の担当コマ数は増えることになるのだが、それは法人が強制したのではなく、専任教員が「自分で担当できるから」と判断したからだという。雇い止めは困ると言っている非常勤講師の要求を無視してまでしななければならないことではないだろうと主張しても、法人は、専任の判断を追認するの一点張りの回答。団交は決裂し、組合は大阪府労働委員会に斡旋を申し入れた。その結果、2回の斡旋が行われ、法人はこちらの要求をのんで、雇い止めに撤回することになった。

(文責・内藤)

近畿大減ゴマ撤回！

組合員のAさんが2007年度の減ゴマを言い渡されたのは、12月の始め。4コマから2コマへの半減。Aさんが自分で学務課に出向いて話をしたところ、専任教員、第2外国語主任との話し合いをもつことになった。

その話し合いの中で専任教員から、新たに専任教員を採用すること、全体のコマ数も減ることが理由だと説明され、さらに当初Aさんのもちゴマは3コマだったがクラス分割で1コマ増えた分は、「ボーナスのようなもの」でAさんのもちゴマ

にはカウントできない、などなど酷いことをあれこれ言われたが、Aさんは納得いかないことばかり。そこで組合に相談してきたのだった。

すぐに団体交渉を申し入れ、1月10日に団交を行った。団交では全体のコマ数の変化、専任と非常勤の一人一人のコマ数の変化、辞める非常勤の数、新たに採用される非常勤の数と担当コマ数などのデータを開示させた結果、Aさんだけが減ゴマになることが分かった。その理由を問い質したところ、出講希望曜日を何度も変更

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール：sodan@hijokin.org(随時)

したからなどと言い出す始末。そして、言った言わないの方向に話が流れ出し、確認が取れないから仕方ないということで逃げられかけたとき、Aさん本人が専任に送ったメールを見せたところ、

物的証拠が出てきたことで大学側も観念して減コマ撤回を約束した。

みなさん、メールを有効に使いましょう。

(文責 内藤)

大阪学院大で雇い止め撤回！

大阪学院大の非常勤講師のCさんは、昨年度前期週6コマ、後期週4コマ担当していましたが、昨年の11月末に大学側から次年度は中国語のコマが大幅に減るとの理由で雇い止めを通告されました。Cさんは組合に相談し、組合は12月末に大学側と第1回の交渉をもちました。

組合は、全体のコマ数が半減するとしても、公平性を考えるならCさんは週2~3コマを担当するのが当然であって雇い止めは不当だと追及しました。ところが大学側は、交渉の中でCさんの雇い止めの理由として新たに休講の際に補講していない、学生に対し大学の出席重視の方針を無視する発言をしたなど新たな口実を持ち出してきて、雇い止めを正当化してきました。

組合側は、これらについて反論し、これらが雇い止めの理由にならないと主張しました。

その後、2月末の第2回目の団体交渉で大学側は、Cさんに対して、あれこれと文句をつけたあと中国語の非常勤講師で辞退者が出たのでBさんに後期3コマ(週6コマ)を担当してもらう方向ですすめると回答し、3月に入って正式にCさんの雇い止めは撤回されました。

近年、学生の入学者減などで大学側が経費節減のために授業のコマ数を削減し、非常勤講師を強引に雇い止めにするケースが増えています。契約書や雇用規定にないような理由で雇い止めされることには断固、抗議し撤回させましょう。

(文責 江尻)

第4回組合総会を開催

さる3月16日に「エルおおさか」にて、当組合の第4回定期総会を開催しました。小泉政権時代からの規制緩和によって、非正規雇用が大幅に拡大し、格差問題をはじめとさまざまな問題が噴出してきている昨今の状況は、大学非常勤講師にとっても無関係ではありません。昨年度の労働相談も、初めに雇い止め・減コマありきで、それを押し通すために非常勤講師の資質を攻撃してくるなど、大学の対応の悪質化の傾向が見られます。

こうした状況により迅速でより適切な対応ができるようにするために、今回の総会では組合活動強化の方針を打ち出しました。大私教にデスクを確保して、パート専従を置く、各種の学習会を行って組合員自身の力量を高める、こうした活動に見合った組合費を改定する、などなのです。

労働相談活動も強化していきます。各ページの下に労働相談連絡先をお知らせしていますので、トラブルがあったら、早めにご相談ください。早め早めの対応が解決につながります。

雇い止め・減コマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

また 2005 年～2006 年にわたって調査してきた非常勤講師の実態パンフ『大学非常勤講師の実態と声 2007』が完成しました。非常勤講師には 500 円で、専任教員には 1000 円で頒布しております。申し込みは下記の連絡先か sasshi@hijokin.org へ申し込んでください。

(文責 内藤)



愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合に加入を!

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 95%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に		組合員として加入します	賛助会員として加入します
氏名		氏名のフリガナ	
住所(-)			
Tel	Fax	Email	
専門分野		担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)			

組合費: 10000 円 / 年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円 / 年)

賛助会費: 1 口 1000 円 / 年 (3 口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201 (江尻) 月の午後、木の午後 メール: sodan@hijokin.org (随時)